

滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会検討ワーキング 設置要綱

(設置)

第1条 東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅設置に係る協定類(以下「協定類」という。)の終了に伴う栗東新都心土地区画整理事業等への影響に対する対応策の協議および調整に関し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会設置要綱第2条に規定する滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会の所掌事務に係る専門的な事項の調査検討を行うため、同要綱第5条の規定に基づき、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会に次の検討ワーキングを設置する。

- (1) 栗東新都心土地区画整理事業検討ワーキング
- (2) 財務関連検討ワーキング
- (3) 関連事業検討ワーキング
- (4) 栗東新都心土地区画整理事業後継プラン検討ワーキング

(所掌事務)

第2条 検討ワーキングの所掌事務は、次の各号に掲げる検討ワーキングの区分に応じ、当該各号に定める事項についての調査および検討とする。

- (1) 栗東新都心土地区画整理事業検討ワーキング 栗東新都心土地区画整理事業およびこれに関連する都市計画の手続等に係る事項
- (2) 財務関連検討ワーキング 協定類の終了に伴う栗東市の財務上の課題への対応等に係る事項
- (3) 関連事業検討ワーキング 土地区画整理事業周辺地域における各種関連事業等への対応に係る事項
- (4) 栗東新都心土地区画整理事業後継プラン検討ワーキング 土地区画整理事業区域の今後の土地利用計画の策定等に係る事項

(構成)

第3条 検討ワーキングは、別表に掲げる所属の職員のうち当該所属の長が指名する者で構成する。

(会議)

第4条 検討ワーキングの会議は、構成団体の求めに応じ開催する。

- 2 検討ワーキングの会議には、必要に応じ関係機関の職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討ワーキングの庶務は、滋賀県新駅問題支援対策室および栗東市総務部新駅問題対策課において処理する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討ワーキングの運営に関し必要な事項は、構成団体が協議の上、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

検討ワーキング名	県・市	構 成 員
栗東新都心土地 区画整理事業 ワーキング	滋賀県	新駅問題支援対策室
		土木交通部都市計画課
		南部振興局建設管理部管理調整課
	栗東市	総務部新駅問題対策課
		建設部都市計画課
財務関連検討 ワーキング	滋賀県	新駅問題支援対策室
		総務部総務課
		総務部自治振興課
	栗東市	総務部新駅問題対策課
		総務部政策秘書課
		総務部法務対策室
		総務部財政課
関連事業検討 ワーキング	滋賀県	新駅問題支援対策室
		琵琶湖環境部下水道課
		土木交通部道路課
		土木交通部河港課
		土木交通部都市計画課
		南部振興局建設管理部道路計画課
		南部振興局建設管理部河川砂防課
	栗東市	総務部新駅問題対策課
		総務部新都心まちづくり課
		建設部都市計画課
		建設部道路・河川課
		建設部道路・河川課（国・県事業対策担当）
		上下水道事業所上下水道課
栗東新都心土地 区画後継ワー キング	滋賀県	新駅問題支援対策室
		企画調整課
		土木交通部都市計画課
		南部振興局総務振興部地域振興課
	栗東市	総務部新駅問題対策課
		総務部政策秘書課
		総務部新都心まちづくり課
		建設部都市計画課